

議案第 59 号

東京都板橋区営住宅条例の一部を改正する条例  
上記の議案を提出する。

令和 3 年 9 月 21 日

提出者 東京都板橋区長 坂 本 健

東京都板橋区営住宅条例の一部を改正する条例  
東京都板橋区営住宅条例（平成 9 年板橋区条例第 40 号）の一部を次のように改正する。

第 29 条第 2 項中「含む」の次に「。以下同じ」を加える。

第 38 条の 2 第 1 項を次のように改める。

区長は、住宅政策上特に必要があると認める場合は、次の各号のいずれかに該当する者に、5 年を超えない範囲内においてあらかじめ規則で定める期間に限って特定区営住宅の使用を許可することができる。ただし、第 2 号に該当する者又はその配偶者の子で規則で定める者のうち最も年少のものが 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日（以下この項において「当該日」という。）が、本文の規定による許可（以下この条において「定期使用許可」という。）の日から 5 年を経過した日以後に到来する場合は、当該定期使用許可に係る使用期間の終期を、当該日までとすることができる。

- (1) 使用申込みをした日において規則で定める年齢であることその他区長が別に定める条件を具備する者
- (2) 使用申込みをした日において規則で定める世帯構成であることその他区長が別に定める条件を具備する者

第 38 条の 2 第 2 項中「前項の規定による許可（以下この条において「定期使用許可」という。）」を「定期使用許可」に改める。

別表第 1 に次のように加える。

|             |                 |     |    |
|-------------|-----------------|-----|----|
| 東京都板橋区営志村坂下 | 東京都板橋区坂下一丁目 3 7 | 8 6 | 特定 |
|-------------|-----------------|-----|----|

|    |       |  |  |
|----|-------|--|--|
| 住宅 | 番 1 号 |  |  |
|----|-------|--|--|

別表第 2 に次のように加える。

|                      |                          |   |
|----------------------|--------------------------|---|
| 東京都板橋区営志村坂下<br>住宅駐車場 | 東京都板橋区坂下一丁目 3 7<br>番 1 号 | 7 |
|----------------------|--------------------------|---|

#### 付 則

- 1 この条例は、板橋区規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の別表第 1 に規定する東京都板橋区営志村坂下住宅の指定管理者の指定に係る手続その他この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

#### (提案理由)

志村坂下住宅等を設置し、特定区営住宅の定期使用許可に係る規定を改めるほか、所要の規定整備をする必要がある。